

令和5年第10回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第10号)

招 集 年 月 日	令和5年10月25日			
招 集 の 場 所	本庁 大集会室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年10月25日9時30分		
	閉会	令和5年10月25日11時30分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	仮議席 番号	議席 番号	氏 名	出席等の別
	7	1	河野 幸枝	○
	5	2	佐藤 潤	○
	6	3	沖 貴雄	○
	1	4	宮本 千春	○
	2	5	小笠原 敏子	○
	9	6	斎藤 文彦	○
	4	7	武本 宮紀	○
	8	8	影井 伊久美	○
	3	9	笠井 清孝	○
	10	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	仮議席1番	宮本 千春		
	仮議席2番	小笠原 敏子		

事務局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>農業委員会総会の前に、ただいまから安芸太田町農業委員会辞令交付式を開会いたします。お名前を呼び上げますので、徐々に辞令交付いたしますので、前にお越しただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(辞令書交付)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまから、令和5年第10回安芸太田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>私は、農業委員会事務局長の菅田でございます。臨時議長が選出されるまでの間、本日の総会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会は、委員の任命後に行われる最初の総会ですので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長が招集いたしました。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、橋本町長があいさつをいたします。</p> <p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>橋本町長は次の業務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(退席)</p>
事務局長	<p>今回は、初めての総会でございます。農業委員さんにそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますので、仮議席順に宮本さんの方から順次お願いをいたしたいとおもいます。</p> <p>(自己紹介)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局の方も自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(自己紹介)</p>
事務局長	<p>それでは、臨時議長の選出を行います。</p> <p>会長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長者の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、委員の中で年長者であります、河本 穂津雄委員に臨時議長を行っていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>それでは臨時議長席にご着席ください。</p>
臨時議長	<p>それでは先ほど申しましたように、一番年長者でございますので臨時議長を務めさせていただきます。</p>

<p>臨時議長</p>	<p>それでは、地方自治法第 107 条の規定を準用し、委員の中で年長者が臨時議長の職務を行うとのことですので、皆様のご協力をお願いいたしまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は 10 名です。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、現に在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>初めに、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>議事録署名者の指名を行います。農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、議事録を作成することとなっておりますので、臨時議長において指名して異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>異議なしと認めますので、議事録署名者に仮議席番号 1 番委員と 2 番委員を指名いたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>それでは、今回提案された議案第 62 号について、事務局長より提案説明をお願いします。</p> <p>(提案説明)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>会長及び会長職務代理者の互選については、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定により、委員が互選することとなっています。</p> <p>互選は原則投票となっておりますが、地方自治法第 118 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用すると、委員の中から異議がない場合は、指名推選の方法をとることもできます。</p> <p>会議を円滑に進めるため、指名推選の方法を用いて異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者の互選については、指名推選によることと決定いたしました。</p> <p>指名推選を行うにあたり、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を決定したいのですが、どなたか指名者となっていただけますでしょうか。</p>

仮議席 5 番委員	はい、指名者に立候補します。
臨時議長	<p>ただいま、仮議席番号 5 番委員による立候補がありましたので、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を、仮議席番号 5 番委員に決定して異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を、仮議席番号 5 番委員に決定いたしますので、指名推選をお願いします。</p>
仮議席 5 番委員	<p>会長に、農業委員歴通算 12 年の実績と前農業委員会会長であるという実績から、仮議席番号 10 番河本 穂津雄委員を、会長職務代理者に農業委員歴通算 6 年の実績と認定農業者の活躍推進を図る観点から仮議席番号 6 番沖 貴雄委員を、それぞれ指名推選いたします。</p>
臨時議長	<p>ただいま、会長に私を、会長職務代理者に仮議席番号 6 番、沖 貴雄委員を、それぞれ推選するとの指名がありました。この指名に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
臨時議長	<p>賛成挙手が過半数を超えましたので、会長に私を、会長職務代理者に仮議席番号 6 番、沖 貴雄委員が、それぞれ決定いたしました。</p>
臨時議長	<p>それでは、初めに、議席の決定をいたします。</p> <p>方法につきましては、安芸太田町農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、くじで行います。くじを引く順番は、仮議席番号順としますので、仮議席番号 1 番委員より順番にくじを引いてください。</p> <p>(くじ引き)</p>
議長	<p>それでは、事務局より議席の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>議席の発表を行います。議席番号 1 番、河野幸枝委員、議席番号 2 番、佐藤潤委員、議席番号 3 番、沖貴雄委員、議席番号 4 番、宮本千春委員、議席番号 5 番、小笠原敏子委員、議席番号 6 番、斎藤文彦委員、議席番号 7 番、武本宮紀委員、議席番号 8 番、影井伊久美委員、議席番号 9 番、笠井清孝委員、以上が、議席番号です。</p> <p>なお、資料 2 の注意書きのとおり、会長におかれましては、議席番号の最後の番号としますので、会長の番号は 10 番とします。</p>

議長	<p>それでは、議席番号が決定いたしましたので、議席番号のとおりにご着席ください。</p> <p>(着席)</p>
議長	<p>それでは、会長に就任させていただきましたので、一言あいさつをさせていただきます。</p> <p>(会長就任あいさつ)</p>
議長	<p>次に会長職務代理者の挨拶をよろしくお願いたします。</p> <p>(会長職務代理者就任あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより私が議長となり会議を続けます。</p> <p>引き続き、提案のありました議案第 63 号について、事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第 63 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 63 号の説明をさせていただきます。安芸太田町農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。資料 2、2 ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。このことから、同法第 19 条第 1 項の規定による募集を行ったところ、資料 2 のとおり 10 名の方からの応募及び推薦がありました。また、今まで推進委員を経験されたことのない方については 7 月 27 日に評価委員会での面接も行っております。この募集結果から、これら 10 名の方が農地利用最適化推進委員として適任であるかを審議していただき、委嘱するものです。</p> <p>これら 10 名の方について、氏名、応募及び推薦区域に限定して概要説明いたします。まず、応募分から説明いたします。</p> <p>届出番号 1 番、佐々川宏治さん、応募区域、中筒賀。</p> <p>届出番号 2 番、宮本隆生さん、応募区域、津浪・坪野。</p> <p>届出番号 3 番、木原利則さん、応募区域、穴。</p> <p>届出番号 4 番、田中道夫さん、応募区域、横川、柴木、川手、梶ノ木、板ヶ谷、松原、小板。</p> <p>届出番号 5 番、植木政輝さん、応募区域、与一野、才中得、寺領、長原、猪山、平見谷。</p> <p>届出番号 6 番、栗栖正吉さん、応募区域、箕角・中央・長田。</p> <p>届出番号 7 番、松岡恵理子さん、応募区域、下殿河内・下筒賀。</p>

	<p>届出番号 8 番、仁田朋美さん、応募区域、上筒賀。 次に、団体推薦分の説明をいたします。 届出番号 1 番、佐々木克美さん、推薦区域、加計、観音。 次に、個人推薦分の説明をいたします。 届出番号 1 番、沖段琢磨さん、推薦区域、下本郷、上本郷、下田吹、上田吹、吉和郷、遊谷、土居、打梨、那須。 審議につきましては、一括審議を行っていただきますのでよろしくお願いいたします。以上で、議案第 63 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。 議案第 63 号について、質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 63 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 63 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは、議案第 63 号が承認決定いたしましたので、農地利用最適化推進委員の入室を認めます。いったん休憩いたします。</p> <p>(休憩) (入室)</p>
議長	<p>休憩を廃し、会議を再開します。委嘱書を交付いたしますので、事務局長より出前を呼ばれた方は、前にお越しく下さい。</p>
事務局長	<p>それでは、この度、安芸太田町農業委員会農地利用最適化推進委員として承認決定され、本日出席された方に会長より委嘱書を交付いたします。 なお、田中道夫様、植木政輝様は本日欠席でございますので、改めて委嘱書の方は交付いたします。よろしくお願いいたします。 お名前をお呼びしますので、前にお越しく下さい。</p> <p>(委嘱書交付)</p>
事務局長	<p>それでは、安芸太田町農業委員会の新規発足といたしまして、会長よりあいさつをいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(農業委員会代表あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、引き続き会議を行います。議案第 64 号は、農地利用最適化推進</p>

	<p>委員同席しての会議となります。農業委員会等に関する法律第 29 条第 2 項及び第 30 条の規定により、農地利用最適化推進委員は意見を述べることはできませんが、採決はできないこととなっております。ご了承ください。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、引き続き提案のありました議案第 64 号について事務局長より提案説明をお願いします。</p> <p>(提案説明)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 64 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 64 号の説明をさせていただきます。安芸太田町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が行う所掌事務に係る担当区域の設定についてです。資料 3、3 ページをご覧ください。この資料は、それぞれ委員の担当区域の案です。表の下に米印で記載しておりますが、農業委員の欄は、黒字記載の農業委員の方は前回担当されていた区域を参考に記載しております。そして、赤字記載の農業委員の方は新規農業委員でありますので、事前に聞き取りを行ったうえで記載しております。農地利用最適化推進委員につきましては、応募及び推薦届出書に記載のありました区域を参考に記載しております。以上で、議案第 64 号の説明を終わります。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 64 号について審議に入ります。</p> <p>議案第 64 号について、質疑ありませんか、</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 64 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 64 号につきましては承認決定いたしました。一旦休憩とします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは休憩を廃し、会議を再開します。</p> <p>議案第 65 号から 68 号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(提案説明)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 65 号について事務局より、議案の詳細説明をお願いします。</p>

事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 2,618 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 2,095 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字遊谷字野為、地番が 725 番 1、地目が田、面積が 790 m²です。申請理由は譲渡人は不動産整理のため譲り渡す。譲受人は当申請地には強固なハウスが設置されており、多品目野菜を栽培するため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 9 番委員から説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案第 65 号議案書 4 ページ、図面 56 ページをご覧ください。10 月 12 日、問い合わせ先の[REDACTED]行政書士に電話で確認し、現地確認をしてきました。本事案は、譲受人[REDACTED]さんの売買によります、所有権移転事案です。譲渡人の[REDACTED]さんは不動産整理のために[REDACTED]さんに譲り渡したいとのことです。譲受人の[REDACTED]さんは、申請地にあるハウスを使って多品目野菜を栽培されるとのことです。河本さんは農作業従事日数も年間 200 日、耕作機他の農機具も所持しています。このように周辺の農地利用に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 65 号について審議に入ります。 議案第 65 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 65 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 65 号につきましては承認決定いたしました。 次に、議案第 66 号、67 号について関連事案ですので、併せて事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 189 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 103 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字打梨字坂根、地番が 1469 番 1、地目が畑、面積が 189 m²です。申請理由は 譲渡人は遠方のため譲り渡す。譲受人は所有する農地に隣接しているため譲り受ける。となっております。 議案第 67 号の申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 333 m²です。譲受人は 66 号と同じく[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。</p>

	<p>申請地は大字打梨字上打梨、地番が 1348 番、字坂根 1483 番、地目が畑、面積が合計で 333 m²です。申請理由は譲渡人は病気により耕作困難のため譲り渡す。譲受人は所有する農地に隣接しているため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて9番委員から説明をお願いします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>第66号は議案書7ページ、図面89ページをご覧ください。第67号は議案書10ページ、図面11、12、13ページをご覧ください。</p> <p>10月12日、電話で譲受人の■■■さんのお父さん、本人とはちょっと連絡を何回もしたんですけど取れないのでお父さんの方に連絡しました。お父さんの方は、何かあれば私の方に連絡してくださいということで確認し、10月24日、現地確認をしてきました。本事案は譲受人の■■■さんの売買によります、所有権移転事案です。66、67ですね。譲渡人の■■■さんは遠方で管理ができないので、譲り渡したいとのこと。譲渡人の■■■さん、これ兄弟なんですかね。ちょっとその辺の事情はよくわかんないですけど、同じ■■■さんでした。病気により耕作困難のために譲り渡したいとのことでした。譲受人の■■■さんは所有する農地に隣接しているので譲り受ける。今後は申請地に柿が植えてありました。その柿を収穫しながら管理するという形で言うておられました。草刈りはきちんとされており、農機具は草刈り機3台所有ということで、そこで新しく畑を作って新しい耕作をするということではありませんでしたが、継続管理をしたいということで話を聞いております。このように、周辺の農地利用に影響なく農地法第3条第2項各号には該当しないと判断しました。審議の方よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第66号、67号について審議に入ります。</p> <p>議案第66号、67号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第66号、67号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第66号、67号につきましては承認決定いたしました。</p> <p>次に、議案第68号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第68号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の14ページ、図面は15、16ページ、および資料9、23ページをご覧ください。</p>

	<p>本議案は、■■■■県にお住いの■■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場加計支所から南西へ約2.4km進んだ場所に位置しております旧JR木坂駅付近です。申請地は筆界未定地となっていたため今年度発送した非農地通知の対象となっていなかった土地です。10月17日に武本委員と事務局とで現地確認を行いました。資料の21ページの写真をご覧ください。申請地周辺は一体的に荒廃しております。③の写真は旧鉄道の上にかかっていた橋の上から撮影をしているのですが、申請地東側は管理されておりました。しかし④の写真のとおり申請地には雑木が生え、つる科の植物が繁茂しており立ち入ることが困難でした。昔使用されていた里道についても今は使われていないため、歩行困難とのことです。以上のことから農地として維持するのは難しいと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第68号について審議に入ります。 議案第68号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第68号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第68号につきましては承認決定いたしました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。 農地法第3条の3の規定による届出書が2件出ております。資料10、24ページをご覧ください。■■■■地区の■■■■さん、■■■■の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は別紙に記載のとおりです。記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。なお、この届出は、相続により所有権を取得したことの届出になります。相続によって所有権を取得される場合は、農地法第3条の規定による許可申請を必要としません。このため、こちらの書類をもって届出いただき、農業委員会へ報告することとなっております。</p> <p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
議長	<p>報告事項について、質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p>

議長	<p>これで、令和5年第10回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>仮議席1番</p> <p>仮議席2番</p>
----	--